

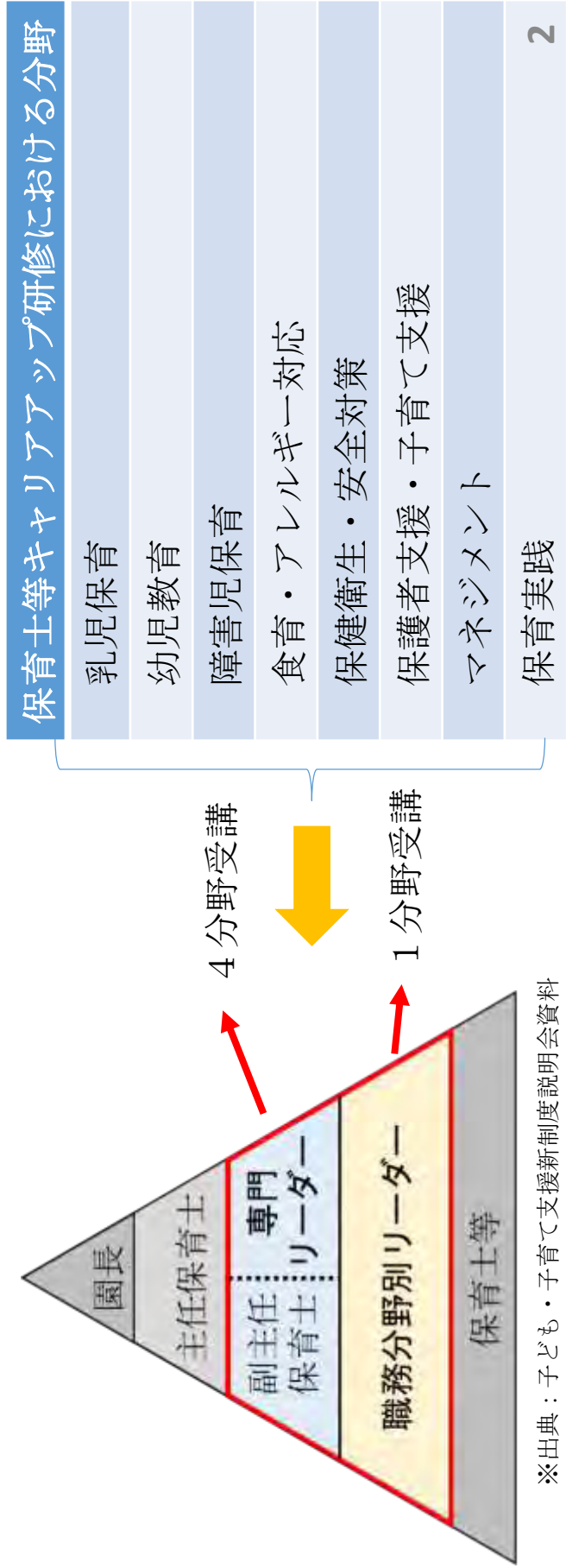
保育士等キャリアアップ研修について

平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」にて示されている、下記の研修の各分野とそのねらい等を基に、自治体において実施しているところ

処遇改善等加算Ⅱとの兼ね合いについて

- 令和4年度より保育士等キャリアアップ研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの要件とされる予定
- 令和2年度において、加算額の配分方法の更なる改善が図られたが、保育士の処遇改善について、まだ課題が多い

また、加算の対象には保育士のほか事務職員や調理員、栄養士等も含まれる



※出典：子ども・子育て支援新制度説明会資料

課題①

- 事務職員や調理員、栄養士が受講する研修分野が少なく、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できない

【キャリアアップ研修における保育士以外の受講割合（令和元年度）】

（単位：人）

研修分野	保育士	保育士以外 (A)	計 (B)	割合 (A/B)
食育・アレルギー対応	179	75	254	29.5%
保健衛生・安全対策	158	18	176	10.2%
保護者支援・子育て支援	197	18	215	8.4%
乳児保育	232	8	240	3.3%
マネジメント	181	5	186	2.7%
障害児保育	234	3	237	1.3%
幼児教育	206	1	207	0.5%
保育実践	43	0	43	0.0%

課題②

- 事務職員等について、実務に即したスキルアップや地位の向上が図られない
- 保育士の処遇の改善に加え、事務職員等の処遇の改善が図りづらい

